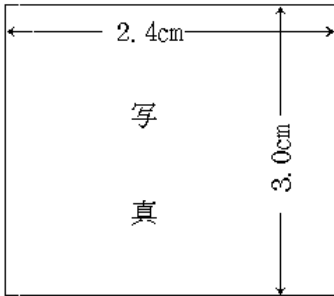


別記様式第二十二号（第七十四条関係）（平16国交令82・平27国交令12・一部改正）

表

	管理業務主任者証	
	氏 名	(年 月 日生)
	登録番号	第 号
	登録年月日	年 月 日
		年 月 日まで有効
	地方整備局長 北海道開発局長 印	
交付年月日	年 月 日	
発行番号	第 号	

← 8.547cm以上 8.572cm以下 →

↑ 5.392cm以上 5.403cm以下 ↓

裏

備 考
注意事項 1 マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったとき、重要事項説明のとき、又は管理事務の報告のときは、本証を提示すること。 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請の日前6月以内に行われる国土交通大臣が指定する講習を受講すること。